新株予約権発行に関する取締役会決議公告

2026年10月29日

株主各位

佐賀市本庄町１
株式会社オプティム
代表取締役社長　菅谷　俊二

2026年10月22日開催の当社取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行する旨を決議いたしましたので、会社法第240条第２項及び第３項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称
株式会社オプティム 第７回新株予約権（以下「本新株予約権」という）

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役　　３名　300個
当社従業員　　９名　300個

3. 新株予約権の総数
600個（本新株予約権１個につき普通株式100株、ただし、4.に定める株式の数の調整を行なった場合は、同様の調整を行う。）

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数
普通株式　60,000株
なお、当社が、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）以降、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝調整前付与株式数　×　株式分割・株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

6. 新株予約権の割当日
2026年11月13日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2024年6月27日付当社定時株主総会決議に基づき、本新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）と本新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（当日に取引がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が一株当たりの時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記の他、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

2031年11月13日から2036年10月21日まで

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。

11. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
② 当社は、新株予約権の割当を受けた者が 13. に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

12. 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。
① 本新株予約権は発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
② 本新株予約権発行時において当社の取締役、監査役または従業員であったものは、本新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
③ 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を相続しない。
④ 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約において定めるものとする。

14. 発行可能株式総数
195,712,000 株

15. 単元株式数
100 株

16. 株主名簿管理人
名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
住所：東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
事務取扱場所：東京都千代田区丸の内一丁目４番５号

17. 新株予約権の行使に際して払込を行う銀行
みずほ銀行　目黒支店
普通預金　1083303　口座名義：株式会社オプティム

以上